令和８年第９回
札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第２号から議案第４号）を除く

令和８年第９回教育委員会会議

１　日　時　　令和８年７月23日（木）13時30分～15時14分

２　場　所　　STV北２条ビル６階　Ａ・Ｂ会議室

３　出席者

教 育 長	山　根　　直　樹
委　　員	佐　藤　　淳
委　　員	道　尻　　豊
委　　員	中　野　　倫　仁
委　　員	朝　倉　　由紀子
委　　員	田　中　　あ　い
教育次長	廣　川　　雅　之
総務部長 兼 労務担当部長	手　塚　　圭　希
学校支援担当部長	木　戸　　拓　史
学校教育部長	佐　藤　　圭　一
調整担当部長	吉　田　　憲　史
高等学校部会部長	野　口　　浩　史
教科用図書選定審議会委員	坂　間　　卓　朗
特別支援教育部会部長	山　田　　浩　富
教科用図書選定審議会委員	郷　　菜　央
児童生徒担当部長	伊　達　　峰　史
教職員担当部長 兼 学校連携支援室長	児　玉　　麻知子
教職員課長	辻　本　　尚　博
中央図書館長	立　野　　靖
総務課長	新　津　　明　久
庶務係長	吉　田　　望
書　　記	松　久　　はづき

４　傍聴者　６名

５　議　題

協議第１号　令和９年度使用教科用図書の選定について

議案第１号　札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案について

議案第２号　学校職員に対する懲戒処分について

議案第３号　指導主事の人事について

議案第４号　札幌市立義務教育学校真駒内学園の開校事務取扱発令について

【開　　会】

〇山根教育長　これより、令和８年第９回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と田中あい委員にお願いいたします。
本日の議案第２号から第４号は人事に関する事項でございます。
教育委員会会議規則第14条第１項第２号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

〇山根教育長　それでは、議案第２号から第４号は公開しないこととといたします。

◎協議第１号　令和９年度使用教科用図書の選定について

〇山根教育長　それでは、議事に入ります。協議第１号「令和９年度使用教科用図書の選定について」です。はじめに、教科用図書採択に係るこれまでの経過と本日の審議の流れなどについて、事務局から説明をお願いします。

〇学校教育部長　学校教育部長の佐藤でございます。
私から、教科書採択に係るこれまでの経緯と今後の流れ等について、御説明いたします。
まず、札幌市教科用図書選定審議会における調査研究及び審議の経過について御説明いたします。
本年度は、高等学校用・中等教育学校後期課程用及び特別支援教育用教科用図書の採択替えを実施いたしますので、去る５月22日に開催いたしました令和８年度札幌市教科用図書選定審議会総会におきまして、令和９年度に使用する教科用図書の調査研究について諮問し、７月13日に審議会から調査研究報告書(答申)が提出されたところでございます。
この間、審議会の高等学校部会・中等教育学校後期課程部会におきましては、３回の部会を、特別支援教育部会におきましては、４回の部会をそれぞれ開催し、５月18日開催の第７回教育委員会会議において御決定いただきました「調査研究の基本方針」に基づいて調査研究が進められてきました。
次に、審議会において、調査研究の対象とした図書について御説明いたします。
まず、高等学校用及び中等教育学校後期課程用の教科用図書についてでございます。
高等学校用の教科用図書は、学校の実態、学科や課程の特色、生徒の特性などを十分に考慮して、全日制・定時制の課程、学科・コースごとに採択することとなっております。このため、各高等学校等ではそれぞれ、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、自らの学校で使用するものとして適切と考えた使用希望教科用図書を選定の上、使用希望教科用図書一覧表を提出しております。また、山の手支援学校高等部については、高等学校に準じた教育課程を編成しておりますことから、高等学校と同様の扱いとしております。
審議会におきましては、主として、これらの各高等学校等が使用を希望する文部科学省検定済教科用図書を調査研究の対象としております。
次に、特別支援教育用教科用図書についてですが、特別支援教育用教科用図書については、障がいの種類や程度、発達の段階に応じて、児童生徒が持っている能力を最大限に発揮し、社会参加、自立を果たすことができるよう、教科の主たる教材として、北海道教育委員会の採択参考資料の対象となっている一般図書及び教科用図書選定審議会委員が推薦した、教育目標を達成するために適切と認められる一般図書を調査研究の対象としております。

なお、市立札幌豊明高等支援学校、市立札幌みなみの杜高等支援学校、市立札幌北翔支援学校高等部及び市立札幌山の手支援学校高等部普通科重複障がい学級につきましては、自校で使用を希望する教科用図書及び一般図書を選んでおりますことから、これらも調査研究の対象としております。

次に、今後の教科書採択の流れについて御説明いたします。

本日の会議では、令和９年度に使用する教科用図書の採択に向け、札幌市教科用図書選定審議会の調査研究報告書の概要について、審議会の各部長から説明していただきます。教育委員の皆さま方には、適宜、質問、意見聴取を行っていただいたうえで、調査研究報告書、教科書見本等を参考にご審議いただくことになります。

その上で、高等学校用、中等教育学校後期課程用につきましては、各学校の教育課程の実施に最も適切な教科書を、特別支援教育用につきましては、本市の特別支援教育において児童・生徒の状況に応じて使用するのに適切な教科書を決定していただくことになります。

次回８月上旬の教育委員会会議におきましては、本日のご審議の結果を議案としてまとめ、継続して使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を含め採択していただく運びとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇山根教育長　はい、ありがとうございます。ただ今、説明がありましたとおり、本日は、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援教育の教科用図書について、各部会から調査研究報告書の説明を受けた上で、審議を行ってまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

〇山根教育長　それでは、このような流れで部会ごとに審議を進めることといたします。

審議に入る前に、私から委員の皆さんに、確認させていただきたいことがあります。教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりませんが、特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

（「ございません」と発言あり）

〇山根教育長　ただ今、みなさんから「影響力の行使や圧力等はなかった」との回答をいただきましたので、私たち６人による協議は、教科書採択の公正・中立性を確保しうるものであると判断いたします。

ここからは、高等学校、中等教育学校後期課程用の教科用図書について審議いたします。審議にあたり、高等学校部会の部長に確認させていただきますが、特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

〇高等学校部会部長　全くありませんでした。

〇山根教育長　ありがとうございます。それでは、部長より、調査研究報告書の説明をお願いいたします。

〇高等学校部会部長　高等学校・中等教育学校後期課程部会長の札幌藻岩高等学校長の野口と申します。私から、答申の主な内容について説明いたします。

なお、部会名については「高等学校部会」、教科用図書については、「教科書」と省略して説明させていただきます。

義務教育である小学校や中学校が、すべての学校で同一の教科書を使用するのとは異なり、高等学校では、各校に設置された、保護者委員を必ず含む「教科書選定委員会」において、その学校に適した、すべての教科・科目の使用希望教科書を学校ごとに選定しており、各校からは、それをまとめた「令和９年度使用希望教科用図書選定一覧表」の提出を受けております。

高等学校部会におきましては、教科ごとに小委員会を設け、学校から提出された「一覧表」を基礎資料として、教科書編修趣意書及び教科書見本等を参考に、調査研究を行い、希望理由を精査し、それらをまとめたものを、このたび、お手元にある「報告書（答申）」としました。

それでは、「答申」の高校１ページ「令和９年度使用教科用図書選定状況」を御覧ください。

表の右下にあるとおり、選定点数の合計は、521点となっておりますが、その一段上に、選定候補として２点、「日本語」の教科書が記載されております。これは、大通高校において、海外帰国生徒等枠などで入学した生徒が日本語を学ぶためのものですが、学校教育法附則第９条の規定により、教科書目録に登載されていない一般図書から選定したものですので、今回は、教科書目録から延べ519点を選定候補とし、そのうち「新規」のものが266点となっております。

なお、令和９年度使用の教科書目録には、合計832点の教科書が登載されております。

つづいて、高校３ページを御覧ください。

「答申」の見方について、旭丘高校を例に説明いたします。

それぞれの学校の「一覧表」の冒頭には、御覧のとおり、各校の「学校教育目標」「重点目標」「教育課程の編成方針」を記載しております。これらを踏まえ、教科ごとに設定している「学習指導上の重点項目」を、各教科の冒頭にそれぞれ示しております。

次に、各科目の記載について、本ページ後段の「国語」を例に説明いたします。

一番左に科目名、２列目には使用学年を記載しておりますが、単位制の旭丘高校には学年がないため、空欄としております。３列目は教科書名、４列目は発行者となります。５列目には、新規・継続の別を記載しており、例として、「現代の国語」の「継２」とは、今回の採択を経て、継続２年目の教科書となることを示しております。そして、一番右側の欄には、その教科書が、各学校の学習指導上の重点項目に照らしてふさわしい理由を明記しております。

それでは、答申の内容について説明いたします。

今回は、私が理科小委員会の委員でもありますので、教科「理科」の「化学」について、選定候補となった教科書の希望理由と、教育課程編成の方針、学習指導上の重点項目との整合性を中心として、旭丘高校と大通高校の２校を例にあげ、説明いたします。

引き続き、答申の高校３ページをご覧ください。

旭丘高校の「教育課程の編成の方針」については、上から三段目に記載しており、そのうち、(3)では「生徒の主体的・意欲的な探究活動を促し、『自主・自立』を育てる単位制の教育課程」を編成することとしております。

つづいて、高校７ページにお進みいただき、後段に記載された旭丘高校の「理科」の「学習指導上の重点項目」を御覧ください。

２点目において、「『化学』では、化学が私たちの社会や日常生活とどのような関わりがあるかを学び、物質の変化への関心を高める。また実験や観察により考察する力を育てるとともに、化学の基本的概念や原理・法則を理解し科学的な見方・考え方を養う」ことを指導上の重点としております。

これまでの説明を踏まえ、ここからは、前方のスクリーンを御覧ください。

これは、旭丘高校が選定候補としている、第一学習社の「高等学校 改訂 化学」の抜粋です。

赤枠囲み部分では、教科書の記載内容を理解することはもちろん、その内容について主体的・意欲的に探究することが可能な良質な問いが記述されております。これは、「生徒の主体的・意欲的な探究活動を促し、『自主・自立』を育てる単位制の教育課程」を編成するとした、旭丘高校の「教育課程の編成の方針」に合致するものです。

次の赤枠囲み部分では、スポーツ時のアイシングや熱中症対策としてドラッグストアや通販で購入可能で、叩いたり握ったりするだけで瞬時に冷える特性を持つ「冷却パック」について、冷却の正体が「吸熱反応」を利用していることや使用されている物質名が具体的に記述されております。これは、「『化学』が私たちの社会や日常生活とどのような関わりがあるかを学び、物質の変化への関心を高める」とした、旭丘高校の「教育課程の編成の方針」に合致するものです。

次の赤枠囲み部分では、上述の「緩衝溶液が酸性や塩基性を一定に保とうとする緩衝作用」に係る記述内容の理解をさらに深めるために、生体内の緩衝溶液として代表的かつ身近な血液について、発展的な化学反応式とともに記載されていることから、希望理由である、「日常生活との関連に触れ、発展事項までしっかりと学ぶことができる」に資すると考えられます。

次の赤枠囲み部分では、AIが化学物質構造解析に及ぼす効果について詳しく記載されていることから、希望理由である、「身の回りや先端技術について適切な例を挙げている」に資すると考えられます。

これらのことから、本教科書は、教育課程の編成の方針や、学習指導上の重点項目に照らし、旭丘高校が使用するものとして、ふさわしいものであると考えております。

次に、お手元の答申の高校109ページを御覧ください。

こちらは、大通高校の「一覧表」です。「教育課程の編成の方針」については上から三段目に記載があり、そのうち３では、「生徒一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな指導により、基礎・基本の定着を図る」としております。

つづいて、高校113ページにお進みいただき、中段に記載された大通高校の「理科」の「学習指導上の重点項目」を御覧ください。

記載のとおり、「自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身につける」「観察、実験を行い、科学的に探究する力を養う」「自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う」の３点を指導上の重点としております。

以上のことを踏まえ、ここからは、前方スクリーンを御覧ください。

これは、大通高校が選定候補としている、啓林館の「高等学校 化学改訂版」の434ページの抜粋です。

赤枠囲み部分では、図や表に付した吹き出し部分に、詳細な解説や理解を促進する説明が記載されております。これは、「生徒一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな指導により、基礎・基本の定着を図る」とした、大通高校の「教育課程の編成の方針」に合致するものです。

次の赤枠囲み部分では、上述の「プラスティック」に係る記述内容の理解をさらに深めるために、探究プラスとして、主体的に探究できる問いが記載されていることから、希望理由である、「自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う」に資すると考えられます。

次の赤枠囲み部分では、既に生徒たちが学んだ科目である『化学基礎』の内容が、今回学ぶ『化学』ではどのように扱われるかを記載していることから、希望理由である、「『参考』によって、化学基礎と化学とを繋がりを持って考えさせることができる」に資すると考えられます。

次の赤枠囲み部分では、隣接する図14についての解説を記載するのではなく、生徒への問いをとおして図の着眼点を示しています。これは、希望理由である、「図表や写真等の資料が豊富なだけでなく、『Viewpoint』が付随していることにより、資料の着眼点や関連問題を確認することができる」に資すると考えられます。

これらのことから、本教科書は、教育課程の編成の方針や、学習指導上の重点項目に照らし、大通高校が使用するものとして、ふさわしいものであると考えております。

以上、本日は、２校の「化学」の教科書を例に説明いたしましたが、いずれの学校のいずれの教科・科目についても、同様に調査研究を行い、この答申にある教科書については、全てふさわしいものであることを確認しております。

個別の傾向としましては、全日制課程普通科や数理データサイエンス科及び中等教育学校後期課程では、生徒の能力や進路希望に応じて、より深い学びにも対応できるものを、そして、全日制課程未来商学科では、生徒の興味・関心を喚起し、主体的に取り組みやすいものを選定候補としております。

また、定時制課程の大通高校及び高等学校に準じた教育課程を編成している山の手支援学校高等部においては、基礎的・基本的事項の定着を図るとともに、生徒一人ひとりに応じた指導が充実するよう、十分配慮されたものとなっております。

あわせて、令和９年度に開校予定の彩輝高校では、同校の教育課程において１年次で履修する教科・科目の教科書を選定候補としております。

選定の過程においては、同校の教育課程に精通した市立高校等の教員により、他校と同様の「教科書選定委員会」を設置するとともに、本部会の保護者代表委員による調査研究をとおして、選定の透明性及び公正性を確保しております。

また、選定の傾向としましては、主体的かつ協働的な学びの実施において、調査、考察、対話が進めやすいつくりのものが選定候補となっており、「探究的で実践的な活動の中で、気付きを言葉にし、発想を広げながら創造力を育むことができる学びの機会」を提供するとした、同校のスクール・ポリシーにふさわしいものとなっています。

以上で、高等学校部会の調査研究報告書の説明を終了いたします。

〇山根教育長　はい、ありがとうございます。高等学校及び中等教育学校後期課程用の教科用図書につきましては、審議会から学校ごとにそれぞれの教育課程に応じた選定の候補が挙げられております。各委員からご質問、ご意見などがございましたらお願いをいたします。

〇佐藤委員　ご説明いただきありがとうございました。各校でいろいろ違いがあると思うので、大まかな質問になってしまって恐縮なのですけれども、部会の中でデジタルコンテンツについて、その多さでありますとか、あるいはその活用の方法などについて、何か話題になったことがあれば教えていただきたいと思います。

〇高等学校部会部長　昨今の教科書の中身につきまして、特に特徴的だなと私が感じたこと、これは審議会でも話題になっていたことですが、二次元コードの活用について話題になっておりました。かつてですと、付属の資料をもとに教科書の内容と照らし合わせるということが必要になっていたのですが、教科書に二次元コードが示されておりますので、各自が持っているChromebookですぐに参考資料などを探すことができます。また、導入当時ですと、二次元コードを見ると答えがそのまま出てくるといった内容だったのですが、近年は問いを立てて「自分たちで考えてみよう」というような内容が増えております。そういったことが話題になったところです。

〇佐藤委員　ありがとうございました。今後、デジタル教科書のようなものの導入の是非などが検討されることになると思うので、今のお話も参考になりました。全体としてはポジティブな意見で捉えておいてよろしいでしょうか。ネガティブな意見というのは出てきていませんか。

〇高等学校部会長　全くないわけではございません。やはり紙の方がいいといった意見もありますので、これから議論が必要なところかと思っております。

〇佐藤委員　はい、ありがとうございました。

〇山根教育長　その他ございますでしょうか。なければ、高等学校及び中等教育学校後期課程用につきましては、候補として挙げられた教科用図書を選定することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

〇山根教育長　それでは、高等学校及び中等教育学校後期課程用については、候補としてあげられた教科用図書を選定することといたします。

　次に、特別支援教育用の教科用図書について審議いたします。審議にあたり、特別支援教育部会の部長に確認させていただきますが、特定の組織や団体、あるいは、会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

〇特別支援教育部会部長　ございませんでした。

〇山根教育長　はい、ありがとうございます。それでは、部長より、調査研究報告書の説明をお願いいたします。

○特別支援教育部会部長　特別支援教育部会部長の豊成支援学校長の山田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、特別支援教育部会の答申について御説明いたします。

はじめに、特別支援教育用の教科用図書に関する法令上の規定について御説明いたしますので、スクリーンを御覧ください。

特別支援学校小・中学部や小・中学校に設置している特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する教科用図書においては、まず、１のように、札幌市が採択した通常の学級用の小学校、中学校の文部科学省検定済教科用図書の各教科の当該学年のものを使用することが基本となります。

しかし、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、各教科の目標や内容を下の学年のものに変えるなど、一人ひとりに応じた特別の教育課程を編成することができますので、１の当該学年の教科書を使用することが適当ではないときは、設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

そこで２のように、札幌市が採択した小学校及び中学校の文部科学省検定済教科用図書の各教科の下の学年のものを使用することができます。

また、各教科の下の学年のものの中で適当なものがない場合には、３のように文部科学省が知的に障がいのある児童生徒用に著作した教科用図書、お手元の☆印のついた教科用図書になりますが、こちらを使用することができます。こちらの教科用図書は、「国語」「社会」「算数・数学」「理科」「生活」「音楽」「職業・家庭」の７種目について作成されております。段階により☆１から☆５までがあり、それぞれスクリーンに示しているような内容となっております。

さらに、４のように、各教科の内容と関連が深い絵本や図鑑などのいわゆる「一般図書」についても教科用図書として使用できることとなっており、このことが学校教育法附則第９条に規定されております。

このように、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒は、幅広い教科用図書の中から、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、１～４の段階の中から適切な内容のものを選ぶことができるようになっております。

このうち、特別支援教育部会においては、４の「一般図書」についての調査研究を進めてまいりました。

また、特別支援学校高等部の教科用図書につきましては、これまで御説明した教科用図書に加え、小学校・中学校・高等学校用教科書目録に掲載している文部科学省検定済教科用図書を使用することができます。特別支援学校高等部では、高等学校と同様に校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、学校で使用する教科用図書の候補を選ぶこととしております。

今年度は、豊明高等支援学校から５冊、みなみの杜高等支援学校から４冊、北翔支援学校高等部から３冊、山の手支援学校高等部普通科重複障がい学級から６冊の教科用図書及び一般図書が選定の候補となりましたので、他の一般図書と併せて調査研究を進めてまいりました。

次に、「調査研究の観点」でございますが、調査研究の基本方針に基づき、「取扱内容」「内容の程度、配列、分量等」「使用上の配慮」に加え、昨年度の需要数などについても確認し、本市の特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりが効果的に活用できる図書について、慎重かつ精力的に調査研究を重ねてまいりました。

具体的には、北海道教育委員会が示す「学校教育法附則第９条の規定による一般図書採択参考資料」を参考に、そこに掲載されている322冊の一般図書について調査研究を行いました。

さらに、昨年度までの調査研究で審議会委員から推薦のあった採択参考資料の対象となっていない一般図書72冊、今年度審議会委員から新たに推薦のあった採択参考資料の対象となっていない一般図書36冊、及び市立高等支援学校から選定の候補として報告のあった教科用図書及び一般図書18冊を加え、全部で448冊の教科用図書及び一般図書について調査研究に当たっております。

これらの審議の結果、令和９年度使用の特別支援教育用教科用図書として、調査研究報告書答申の特支１ページから５ページの一覧にございますように、「１　文部科学省検定済教科用図書の下学年用、及び同一内容の拡大教科書」「２　文部科学省著作教科用図書（特別支援学校知的障害者用）」「３　一般図書『はじめてのあいうえおえほん』外209冊」「４　市立特別支援学校高等部用一般図書18冊」を採択の候補といたしました。

なお、調査研究報告書答申の特支１ページから５ページの一覧の右側「新規・継続」の中に「新」と記載されている図書は、新しく採択の候補とした図書であり、令和９年度用は、40冊を候補としております。

次に、採択の候補とした一般図書について御説明いたします。見本本は１冊ずつしかございませんので、スクリーンをご覧ください。

調査研究報告書には、発達の段階をＡ、Ｂ、Ｃの３つの段階で示しており、Ａの段階は発達の遅れの程度が重度、Ｂは中度、Ｃは軽度となっており、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、適切な図書を選べるようにしております。

Ａの段階としましては、話し言葉がない子や、事物への興味・関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階の児童生徒などが対象であり、教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声で表現することや、教師と一緒に、身近なものなどについて、本を通して楽しく学べるものを、どの種目においても採択の候補としております。

例えば、書写の『七田式・知力ドリル２・３歳 はじめのいっぽ えんぴつ』では、全ページに色鮮やかな絵が描かれており、絵の中に自分で曲線やジグザク、丸などを好きな色の鉛筆で書き込んでいくことで、書くことに親しみ、運筆への基本動作を身に付けることができるよう工夫されています。

次に、算数・数学の『さわってあそぼう ふわふわあひる』では、ページをめくると黄色いふわふわの丸が出現し、仕掛けをめくるとアヒルの子のイラストが出てくるなど、ページごとにザラザラやベタベタなどの様々な感触を体験しながら、形を認識することができるよう配慮されています。

Ｂの段階としましては、話し言葉があり、文字の読み書きに興味をもち始め、事物の簡単な因果関係が分かる段階の児童生徒などが対象であり、簡単な言葉でやり取りをしなが

ら学習を進めたり、各種目の基礎的な内容について興味をもちながら学習したりすることができる図書を採択の候補としております。

例えば、書写の『ねこにん者といっしょにたのしく！きれいに！ひらがな練習帳』は、簡単な形の平仮名から複雑なものへと段階的に学習できるよう構成されています。平仮名の基本となる「とめ」「はね」などについて、擬態語を用いて表現しており、子どもが分かりやすく学べるよう配慮されています。

次に、算数・数学の『こども かずの絵じてん 改訂版』では、「１対１対応」「数の数え方」「引き算」など、基礎的な概念を獲得できるよう配慮されています。

Ｃの段階としましては、簡単な読み書きは可能ですが、検定済教科用図書では、学習が困難な段階の児童生徒などが対象であり、ある程度の小集団での一斉指導や調べ学習などで、より知識を深めることができ、日常的に活用できる内容の図書を採択の候補としています。

例えば、国語の『改訂新版 くらしに役立つ 国語』では、「自己紹介をしよう」、「お世話になった人にお礼の手紙を書こう」、「思い出を文章にして残そう」など、「聞く」「話す」「読む」「書く」などについて横断的に学ぶことで、コミュニケーションの基礎を重視しつつ、会話や読書、作文などに楽しく興味がもてるよう工夫されています。

次に、社会の『改訂新版 くらしに役立つ 社会』では、「公共施設の役割と利用の仕方」、「自然災害を防ぐ工夫」、「食料の輸送や販売」、などが取り上げられており、将来の自立を見据えて学習を進めることができるよう工夫されています。

以上のように、種目ごとにＡ、Ｂ、Ｃの段階があり、各段階の中でも、さらに児童生徒の障がいの状態や発達の段階に、きめ細かく応じるために、それぞれに複数冊を選定の候補としております。

次に、市立特別支援学校高等部用の一般図書について、各校１冊ずつ御説明いたします。

豊明高等支援学校では、「道徳」で、「私たちの未来 未来の私たち」を採択の候補としています。

この図書は、特別支援学校高等部における「特別の教科」道徳の指導に対応した書籍であり、学習指導要領に基づき、中学校の道徳科における22の内容項目を取り上げ、知的障害教育における自立活動やキャリア教育、主権者教育、セルフ・アドボガシーの視点を重視した授業展開ができるよう工夫されています。

具体的な内容としましては、「あこがれのスマートフォン」「現場実習での喜び」等、生徒にとって身近な題材を扱っており、最初の見開き２ページで題材を示し、次の見開き２ページで題材に関しての自分の考えを整理することができるよう工夫されています。

次に、みなみの杜高等支援学校では、「情報科」で、「見てわかる情報モラル」を採択の候補としています。

この図書では、基礎的基本的な情報モラルに関する事項を取り上げ、生徒が陥りやすい事例について学習することができます。

具体的な内容としましては、「誹謗中傷」、「肖像権とプライバシー」、このように、具体的な事例が、４コマ漫画や予防と対策などの項目毎に分けて分りやすく解説されています。

次に、北翔支援学校高等部では、「職業科」で「みんなのためのルールブック あたりまえだけどとても大切なこと」を採択の候補としています。

この図書では、他者とのコミュニケーションを円滑にし、社会に出てからも大切にしていきたいマナーやルールを学ぶことができるよう工夫されています。

具体的な内容としましては、「だれかがすばらしいことをしたら拍手をしよう」「お客さまを歓迎しよう」など、状況をイメージしやすく、親しみのもてるイラストとともに、短く分かりやすい言葉により解説されています。

最後に、山の手支援学校高等部普通科重複障がい学級では、「職業科」で、「ひとりだちするための進路学習」を採択の候補としています。

この図書では、就労に向けた基礎的な知識や技能を身に付けることができるよう、「働くこと」や「働くために」、「社会人になる」などの６つの章で構成されています。

具体的な内容としましては、「働く人の一日」「人とのつきあい」「社会人の生活」など、就労に向けた幅広い内容について、イラストなどを使いながらわかりやすくまとめられています。

説明は以上となりますが、その他の採択の候補となる図書につきましても、同様に調査研究を行った結果、本市の特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりが活用していく上で、有用性のある図書であることを確認しております。

以上、お手元の調査研究報告書のとおり部会としてまとめましたことを御報告申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。

○山根教育長　ありがとうございます。特別支援教育用については、児童生徒の障がいの状態に応じて、一人ひとりに適した教科用図書を提供できるようにするという観点から、各種目とも幅広く選定の候補があげられております。各委員からご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

○佐藤委員　ご説明ありがとうございました。先ほどと似たような質問で恐縮ですが、今私の手元にある教科用図書をめくってみますと、二次元コードはついていないものが多いような気がしたのですが、部会の中でやはりこういった特別支援教育用の教科用図書についても二次元コードがあった方がいいとか、何かデジタル化についての話題が出ておりましたら教えていただきたいと思います。

○特別支援教育部会長　お手元の書籍には二次元コードがついていないというお話でしたが、調査研究の中ではやはり一般図書の中にそういったものが結構ついているものがありまして、それをいわゆるデジタル媒体として活用していく可能性などについて具体的に部会の先生方から出ていました。実際に私の印象としても、ここ数年そういった本が増えているなという印象を持っております。

一方で、この報告書の中にも書かれているのですが、継続年数が長いものもありまして、10年以上継続して使っているもの、あるいは20年継続して使っているものについては、やはり元々の発行が古いものですから、そういった二次元コードはございません。

今回も、継続年数が長いもので改訂された書籍が何冊かありまして、詳しくは確認しておりませんが、改訂した時に二次元コードをつけるといったことが今後増えてきたりすることが見込まれると思っております。

もう一つ、活用の観点として、やはり動画などは、障害のある子どもたちにとっても非常に分かりやすく、学習効果を高めるものではないかということが調査研究の中で話が出ていたように思っております。

○佐藤委員　分かりました。ありがとうございました。

○山根教育長　その他いかがでしょうか。なければ、特別支援教育用については、候補としてあげられた教科用図書を選定することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長　それでは、特別支援教育用については、候補としてあげられた教科用図書を選定することといたします。

以上をもちまして、高等学校及び中等教育学校後期課程用教科用図書、並びに特別支援教育用教科用図書の選定が終了しました。これまでの審議を踏まえて、事務局で各教科用図書の選定理由をまとめていただき、次回８月上旬の教育委員会会議にて、教科用図書の採択に係る議案を提出していただきたいと思います。

併せて、令和９年度も継続して使用予定の小学校用及び中学校用教科用図書の採択に係る議案につきましても、次回の教育委員会会議にて、議案を提出しますので、よろしくお願いいたします。その他、各委員から何かございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長　それでは、協議第１号「令和９年度使用教科用図書の選定について」の審議を終了いたします。

◎議案第１号　札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長　続きまして、議案第１号「札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長　教職員担当部長の児玉でございます。

議案第１号「札幌市立学校の指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則案」について、ご説明申し上げます。本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正及びこれを踏まえた国のガイドラインの改定にあわせて、当該規則を改正するため提出するものでございます。詳細は課長からご説明いたします。

○教職員課長　教職員課長の辻本でございます。

議案第１号の通し番号１ページ「改正概要」をご覧ください。

はじめに、「１　改正の理由」について、ご説明いたします。本市においては、指導が不適切である教員の取扱いについて、国のガイドラインを踏まえ、規則で必要な事項を定めております。昨年６月の給特法の改正により、指導が不適切であると認定され研修を受けている教員につきましては、その研修期間中、教職調整額を支給しないこととされました。これを踏まえ、文部科学省は、昨年11月28日付けでガイドラインを改定しております。この改定は、教職調整額を支給しない期間と、実際に研修を行う期間との整合を図る

ことを趣旨とするものでございます。本市規則も、従来からこのガイドラインを踏まえて定めておりますことから、今回、あわせて改正を行うものです。
　続いて、「２ 改正内容」をご覧ください。このたびの改正内容は、大きく３点でございます。
　まず１点目、「研修の開始時期の明確化」についてです。現行の規則では、研修の開始時期を明記しておりませんが、改正後は、指導が不適切である旨の認定を行った日から研修を実施するものとし、認定の時期と研修開始の時期を一致させるものでございます。これにより、教職調整額を支給しない期間と、実際の研修期間とがそろうこととなります。
　次に２点目、「研修終了時の認定区分の変更」についてです。現行の規則では、研修終了時の認定について、指導が改善したもの、更に研修を延長すれば改善が見込まれるもの、改善の余地がないものの、３つの区分としております。改正後は、このうち「更に研修を延長すれば改善が見込まれるもの」の区分を廃止し、２つの区分に改めるものでございます。研修終了時の認定に当たり、再度の研修の受講を想定した認定は行わないこととする趣旨によるものです。
　３点目、「その他」といたしまして、過去の教育公務員特例法の改正により規則が引用する条番号にずれが生じておりますことから、その整理等の規定整備を行うものでございます。
　最後に、「３ 施行期日」につきましては、公布の日から施行することといたします。
　説明は以上でございます。具体的な改正案については、議案書をご覧ください。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇山根教育長　はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〇佐藤委員　今すぐ出るデータではないと思うのですが、これまで３区分だったものが２区分になったということで、言ってみれば再延長がなくなったわけですよね。現行の第２区分は、今までに大体何割くらいの方がさらなる延長を必要としていたかというのを、体感で結構なので教えていただきたいです。

〇教職員課長　まずこの指導改善研修と言いますけれども、その過程に乗った職員というのはこれまで４名という事例になっておりまして、その中で延長した職員は１名になります。今、認定としての延長はないということを申し上げたのですが、延長そのものがなくなったということではありません。研修する期間を定めるにあたって、認定する手続として、「教育委員会会議に附して決定する」ということが今までの延長決定のルールだったのですが、それが期間と連動するということ、つまり教育委員会会議に附す必要がなくなるということに変わっただけで、延長そのものが否定をされているわけではありません。最長で２年延長されるのですが、そこに関してはルール上変わっておらず、最初の１年プラス延長が１年、最大で２年あるのですが、そこ自体は変わっていないということでございます。手続き上の変化はあるのですが、研修期間として定める期間に変化はなかったということであり、今回の改正で延長ができる人がいなくなったというわけではありません。

〇佐藤委員　分かりました。これまで４名いらっしゃったうち、延長が１名で残りの３名は改善されたという判断だったのでしょうか。

〇教職員課長　４名のうち２名は改善という結論で職場復帰されていまして、残りの２名は改善という結論には至らず本人の判断での退職ということになっております。

〇佐藤委員　分かりました。ありがとうございます。

〇山根教育長　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

〇山根教育長　それでは、議案第１号については、提案どおり決定されました。

〇山根教育長　議案第２号から第４号については公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開